

焼津市津波避難ビルガイドライン

1 目的

本市は予想される南海トラフ地震において、甚大な津波被害が懸念されている。地震に伴う津波発生から浸水までの時間が短く、より迅速かつ安全に避難できる場所を確保することは、市民の安全を守る上で必要不可欠な対策である。

本ガイドラインは、避難対象地区に存在する一時的な避難施設である津波避難ビルを指定する際の要件、選定プロセス等について定めると同時に、指定された津波避難ビルに避難する地域住民と、対象となる施設で生活する市民等とが円滑な関係が保てるよう、事前に行動指針を定めることを目的として策定したものである。

なお、本ガイドラインは被害想定等の状況変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

2 津波避難ビル等の定義

津波危険予想地域内において、南海トラフ地震等によって発生する津波から身体を守るため、地域住民等が緊急的に一時避難するための建物とする。

3 構造的要件

- ア 新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日以後の建築基準法における耐震基準）を満たすもの。または、躯体部分の耐震改修工事を施工し、新耐震設計基準と同等と認められる補強を実施したもの。
- イ RC（鉄筋コンクリート造）または SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の構造物であること。ただし、津波浸水想定、地域の状況等によっては、S（鉄骨造）他の建物も認めることができる。
- ウ 避難する階の高さが、想定する津波の浸水深を超える階に 1 を加えた階の床面以上の場所を確保できること。
- エ 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）を基に、津波に対する一定の安全性が確認された建物であること。ただし、同告示に準拠した方法により、津波に対して一定の安全性が確認できた建物についても対象とする。

4 位置的要件

津波避難ビル等は、平成 25 年 6 月に静岡県が発表した「静岡県第 4 次地震被害想定（第 1 次報告）」における本市の津波危険予想地域内の建物とする。

5 津波避難ビル等の指定

津波避難ビル等の指定は、下記要件の全てを満たしている必要があり、施設所有者との間で指定に係る内容の合意が得られた後、津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書の取り交わしを行い、指定を行うものとする。

- ア 構造的要件と位置的要件の全ての項目を満たす建物であること。
- イ 屋上を避難場所とする場合は転落防止柵（1.1m 以上）の設置等、安全性が確保されていること。
- ウ 原則、地域住民等が 24 時間避難可能であること。

6 協定書の主な内容

協定書の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 使用施設の概要（施設名称、所在地、避難場所（面積等）、構造、建築年、入口、避難経路、図面）
- (2) 協定の趣旨、使用範囲、使用期間
- (3) 津波避難ビル等としての使用に当たっては、常時一時避難が可能であり、かつ、無償で使用できること
- (4) 避難の際に、地域住民等が施設・設備を損傷してしまった場合、原則として市が修復費用を負担すること。
- (5) 避難者の事故等について建物所有者、管理組合等は責任を負わないこと。

7 津波避難ビル等の周知及び表示

津波避難ビル等への指定をした施設については、市ホームページや今後作成する防災地図において掲載する。また、施設には、その施設が津波避難ビルに指定されている事を示す表示板を設置する。

津波避難〇〇としての使用に関する協定書

『施設所有者』（以下「甲」という。）と焼津市（以下「乙」という。）は、津波避難〇〇としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定書は、焼津市内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域住民等の一時避難施設として、甲が所有する『施設』（以下、「当該施設」という。）を使用することについて必要な事項を定める。

（協定の期間）

第2条 本協定期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 甲又は乙が前項の期間満了の1か月前までに協定の解除の申出を行わない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（使用範囲）

第3条 この協定により、一時避難場所として使用される部分は、別添「使用施設の概要」によるものとする。

（津波発生時における使用期間）

第4条 津波発生時における当該施設の使用期間は、津波警報あるいは大津波警報が発表されたとき、又は乙が津波発生のおそれによる当該施設への避難の必要性を認めたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（当該施設の使用における費用）

第5条 当該施設の使用料は無料とする。

（当該施設への立入り）

第6条 津波発生時若しくは津波発生のおそれがある場合に当該施設の出入口が施錠されていた場合、当該施設の入居者等が鍵を使用し解錠するものとする。ただし、入居者等による解錠が不可能な場合には、地域住民等が他の方法により当該施設へ立ち入ることを甲は認める。

（当該施設及び備品破損時の修繕等に係る費用負担）

第7条 津波発生時及び津波発生のおそれがあるときに、当該施設が明らかに一時避難施設として使用されたことに起因する当該施設及びその備品の破損に関しては、乙が修繕

等に係る費用を負担するものとする。ただし、自然災害及び甲又は避難者の故意による破損等に関しては、この限りでない。

(盗難等に係る責任)

第8条 前条に規定する乙が修繕等に係る費用を負担する破損以外の当該施設及びその敷地内で発生した盗難、破損、事件、事故等については、乙は一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本覚書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 施設所有者 (住所)

施設所有者 (氏名)

乙 焼津市本町二丁目16番32号

焼津市長

使用施設の概要

施設名称		
所在地		
避難場所（面積等）		
避難施設詳細	構造	
	建築年	
	入口	
	避難経路	
	図面	別添参照